平成２１年（フ）第６８２号
静岡県浜松市天竜区芦窪２番地の１
債務者　岡田　直子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成22年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
秋田県大仙市清水字上大蔵65番地１
債務者　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏朗
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８号
新潟県魚沼市青島420番地６
債務者　佐藤喜平治
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
さいたま市大宮区高鼻町１丁目15番地１　大宮高鼻町ハイツ106
債務者　住岡美貴雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　破産債権の届出期間　平成22年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月10日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３３号
静岡市葵区与一１丁目９番25号
債務者　堀住　兼彦
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博史
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月10日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３４号
静岡市葵区与一１丁目９番25号
債務者　堀住　立子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博史
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月10日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３５号
愛知県小牧市大字久保一色2073番地25、前住所静岡市葵区与一１丁目９番25号
債務者　堀住　竜治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博史
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７５号
東京都東大和市清水３丁目865番地コンフォート22　208号
債務者　大崎　満洋
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　実
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８５８号
岐阜市春近古市場北83番地３
債務者　近藤　　稔
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
静岡県浜松市北区引佐町奥山210番地の23
債務者　石神　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
静岡県浜松市北区引佐町奥山210番地の23
債務者　石神　幸枝
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８５９号
栃木県鹿沼市藤江町817番地
債務者　秋澤　邦夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅９号棟402号室
債務者　早坂　修一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
栃木県芳賀郡益子町大字生田目544番地１
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４号
栃木県小山市犬塚５丁目10番地１　サンパセオ202号、前住所栃木県真岡市久下田763番地15
債務者　齋藤　智徳
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係